

## 日豪EPA交渉及びWTO農業交渉に対する意見書

豪州とのEPA交渉が開始される一方、中断されていたWTO農業交渉が再開され、我が国の農業は、その存亡にかかわる重要局面を迎えようとしています。

豪州とのEPA交渉については、関税撤廃による深刻な影響についての試算が公表されていますが、こうした事態は国民生活の上で極めて憂慮すべきことです。また、WTO農業交渉においても、年内妥結を目指すために、関税や補助金削減ルールなどモダリティの主要論点に関して7月までに合意できるかが鍵となっています。

このような状況の中、政府は多様な農業の共存という従来からの主張を堅持し、G10提案の実現に向けた断固たる交渉姿勢を堅持するべきです。そして、我が国の農業において重要な農畜産物の除外または再協議の場が確保されなければなりません。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されるよう強く要請します。

### 記

- 1 EPA交渉及びWTO交渉において、我が国の農業の果たす多面的機能を踏まえ、重要品目の十分な確保や一定の関税維持など適切な国境措置を堅持すること。
- 2 日豪EPA交渉において、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖等を初めとする重要な農畜産物を除外するなど適切な取り扱いをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月25日

上田市議会議長 土 屋 陽 一